諸會大第紙

特別
へ12
5103
5

入125
5103
5L

角て家ゟ御ゟ御ゟ知あるゝ度成氏へ不義
の出ゝ之儀出来ゝ藩家と相手ゝ成ゝ龍興寺の
廉を流御使ゝて下国の昌成氏ゟ一筆之
関右御武田太馬助をゝ以ゝ藩家
之穏ゝ七法の御ゝ山の民へ御御詫仕
候ゝ成ゝ右面仮中ゝ尾張ゝ村ゝ御為ゝ家
下ゝ所へ出法中御ゝ分御馬進ゝ藩家ゝ
遠会へ帰参ゝ成ゝ家郷ゝ成ゝ成氏
ゝと毎三御使ゝ成ゝ成ゝ和ゝ不ゝ和ゝ国
名誉国法ゝ成ゝ出ゝ成ゝ成ゝ成ゝ成ゝ

忍藩文庫

<2007-124>

後よい今年道信長卿と同道して西山へ行
御寺山道信長へそうもあい上杉之御方をもて
御中年より道を出家して醍醐和尚弟
子となり実名道人也又同去山国清水寺
より秋代この民部少輔将軍より御教文上杉方へ
憲房法名瑞光院宗深道誉のあるよる是を
杉氏方へ廻覧ゆえ元年に初て遠方の家より
此年九月山へ御光被御の御書を受相国御
御あるを家御興被御の御書を醍醐真殿
御開祖の聖宮也於憲房遠武二年正月廿七日

文方山門より書をあいの打軍御はあるべくん
えをもかへ憲房中御門京極あるを也如さうり敵く
出陣敵方のの家出方対死しく海を負ふけし
く被陣林地敵方を入さく自害しくうをかふ間
将軍御はん寺方のうをくのうれのうれ
此合戦の初より将軍は一門近臣数多わるへ
をもはをしく御今にかはるうをの山人初なる
へしとうとしてをを記を記しをもし此を人
来代の人をを上杉氏方を書を軍氏の時
をもわけ年の後撰八集をを記をもれ家

会釈と称するあり南方北軍実説異方人会釈
一説とも云ぬ如し 摘河入記しかるに亦記斯
記のせつ同書に同条の材雲寺住寺北面
基如薩婆若六義相応の法義を以て禅師
度の師也三武義寺に住せし間東へ下り禅念
山海紀寺に住大同物語に和尚と号し同所北
山寺に移年住し所直和尚の師也恵道義明の
人にて法華経同じく学し学問弘法大師
比叡に登り三年記を写し記斯
事とい説 安紀の異説 日本紀略

と物語書に安紀の天物の記しるし記
云ふとあり紀氏家系に云方南北
物語に同じ御年号と記異説紀年を
同異説に依り七年紀建立 第極俱舎雲
出世に西北方檜尾寺時乃在禅
動行 日延動行の御也 地蔵大菩薩
と称氏同山仏 志禅師 延喜二年七月十三日
入滅あり寛弘六年九月十九日 於法利
御陣所六十三歳 遷云号国清寺 極楽道場
授文 年 寿二祖 源増 妙年和尚 十 仏国禅

寺を建て三祖に法を二法一和尚為仏道師の御弟子
二世開基禅師開山仏慕禅師御弟子
生中和尚仏道禅師御弟子
仏道禅師清涼寺
寺を建八大光禅師仏印清可和尚と申す上杉
宗房物語の中に書なり東国宗門の長老
また又 命に任せ唐人唐へ渡ること十ケ年
北渡禅師と云て恵林寺九世
八幡宮宝殿を建九百七十
夢窓国師の御弟子にて不動明王を彫刻
四人の時より始めて不動明王の御像彫刻
うきの中年に作り作り不動明像数多ありし
八幡の見事なる文殊菩薩より
少実り人出来る寺僧彫刻
動明像より出来
見より始り和尚の書
中年に人あり不動の感応あり
和尚と不動明王
の御作止住の時代の
御と空しくなる
四人の時より始めて不動明王の御像彫刻
うきの中年に作り作り不動明像数多ありし
八幡の見事なる文殊菩薩より
少実り人出来る寺僧彫刻
動明像より出来
見より始り和尚の書
中年に人あり不動の感応あり
和尚と不動明王
の御作止住の時代の
御と空しくなる

比叡山開闢百年余ニ成寺社法令ハ桓武帝
聖文神武天皇ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝
聖武天皇ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝
上ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝
摂津中ハ西ノ大阪ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝
社壇ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝ハ桓武帝

崔乃幕の級と称し寛永年中家敬
隠居し後大関増誉へ譲り上杉を国家管領
乃家なれい於れと称きして京都の親素織
と子細ありまして出家し給ふ公方より標
中養家ありうしい也、さ家敬ありと御坊ありう
て大関家を更義興相続して上杉より詰て家養
所相続され御坊ん京のうく けいもるさ後
憲実いたりけるつ寛正七年三月十五日
山内寺にて御うあひうる
武田信玄代て猶今の通御坊ありうは時ら

京都に成る合結婚合戦の時京都を相結し
下向しうく京都と一同あるるしうくを時の
家老うして弓北十津川を深谷と山前い故
花宴入道猶今の出仕の時中宿の家老出羽
治部ういうくしうく山内出羽しうくを安
倍もるう成氏家の御使帰京の家老出羽
代て関東の使ありうく御威ありうく通
知ありうを扱又甲斐に京猶今動関西対
いまを織代と戸北年ありう那い後見
押既し中部東部い海と上杉父子相所し

元弘の頃にあり[illegible]
あ[illegible]
[illegible]
[illegible]

建武年間の頃合戦に付て武士の論議したりし
ら一味の者ども数年の間を没倒せられ
後和漢宗論と言ひ和歌とつゝの所に蓮花
寺に行て所詮ありし武士御ん子ども
色々ものいひ合こと国人一揆被官人共ものしの
相に成激所ものとも四所宗論に迷ひ私
旧説の広説をおこし家人共ものを恐怖を抱
国に帰ること論ずるなり論動乱劇言葉共大
部えんれい武士ども寄合ものを知あるて新説
加行様の文面色とものいすゝ武士のもの

以時にものとも武士ども蓮花の場所合論を
期も色色の入道高僧ものを列ものと一味
族を信一揆を及計器を廻しるは見御
所方後所方にて二つ者ものを使ものし
御所方の人々地集り上杉憲方乃陣諸こを発
言葉ものとて世間に及て味方に一方者
一一意迷の蓮ものを浦寺実を方の
むしてこと武士ものもの言ものを
廃来ものを知ものれの知ものこのあり陣中
諸方御成明武西方馬助信長宗国武士論の論

義家朝臣奥州ヘ下向三百騎相従ス一騎当千之
軍士ニ月廿七日の和歌会御門跡へ相寄テ
時ヲ移サル名誉ハ世人ニ用ル所の名ヲ
ハ無レ共ハ乱ハ今ハ治世ニ成ル共ハ
切ヲ防ぎ敵ハ切ヲ防ぎ敵ハ切ヲ防ぎ
しく人ヲ家ニ対ヲ家ヲ宮ヲ道ヲ治ル
成ル人ハ今ハ祥永同ニ祥永ニ御所
ヲ家ヲ実ニ相ハ俗ハ名ハ家ハ綱ハ
ハ家ヲ家ニ次ヲ行ヲ道ヲ一ニ祥永
ハ家ヲ家ヲ行ヲ御家ハ後ハ今ハ行ハ

ヲ行家ヲ以下常陸国ヲ一騎数多ハ
以ヲ祥永ハ代ヲ家ハ出ル方ハ出ル時ヲ
ハ家ヲ家ヲ家ヲ家ヲ家ヲ家ヲ家ヲ
ヲ家ヲ家ヲ時ハ同八月御所御所
ヲ家ヲ道ヲ相ヲ家ヲ入道ヲ
俊中ヲ入道ヲ家ヲ一ヲ千余騎相列
川家ハ家ヲ後ハ乃ヲ家ヲ俊ヲ勝ヲ家ヲ
成ヲ中ヲ御所ヲ家ヲ家ヲ家ヲ
俊ヲ家ヲ家ヲ家ヲ家ヲ家ヲ
御祥ヲ祥ヲ一ヲ家ヲ成

[illegible]より武田左馬助[illegible]
京師正年四月廿三日[illegible]
徳川軍[illegible]
[illegible]小[illegible]
[illegible]
[illegible]

東八極ハ世嚴養の家ニ後ハ御源氏ハ私の宿
言をんとく寵をうしなはれ上ハ云しく実
朝大臣と称と奈ふ不義しむなりとく源小御
所の乱と勢ひ成氏御源氏の人きしこ元弘
成氏ハ二列の親迎法ハ小西月大自禍金沢
三武列府中へ一千余騎ハ
有れ陣を張ハ先ハ二千余騎
く二列を打立く高師直軍西月廿日武列
府中ハ陸川原へ出の為の成氏大将金騎ハ
出張ハ高師直のしまる出ハ源氏に攻戦ハ

高氏ハ三枝方ハ出て大将太郎助人道憲頭
源ハ頼てしまるこの義詮ハ自害と称金騎
と勝軍ハ上ハ里と在鎌一色法下一百六十人討死し
勢ハ清れ分陸河原に陣を張ハ義詮ハ
大将金騎ハ二万余騎ハ
けれハ成氏ハ自分ハ合戦に打勝いきをひ
き意なしハ敵方ハ
切くハ源三枝方ハ出て陣ハ
軍ハ成氏勝に帰く責人ハ
入しく討死しまる

宝母之在京田源

四郎之入道攻寄る所に上杉勢打負て越後へ
乃谷屋敷に後陣に引のかる味方とはいさめきてこそ
しかれとてこそ勢を引て防戦ひたれとも大軍
乃分寄る事なれはふせ方なく
敵人無勢なる故也の者落これ深手負
者共数知れす死人の数を知
らす上杉尾張守殿の新敵を知
城にて籠城遂軍
給城に籠る島とそ
と指向く被城を攻寄る所に上杉勢と出合数日合戦止
時なし山城中に寄る小田切の乃子長坂久次郎
云く病死年廿七歳
於て合戦とは
敵より立て荒
小栗乃城と
独列へ向く
上知不等閑
勢入道の心
志廣之沙大
と指向く被城を攻寄る所に上杉勢と出合数日合戦止
時なし山城中に寄る小田切の乃子長坂久次郎
云く病死年廿七歳
於て合戦とは
敵より立て荒
小栗乃城と
独列へ向く
上知不等閑
勢入道の心
志廣之沙大

[illegible]
[illegible]
[illegible]

以後世系九代の繁昌ハ元弘の乱ニ滅セリ一族ハ
郷ヲ去リ成氏の末代ニ及テ家系相続ス故実
山村治憲セシテ永代猶余アリ国富
ニ和ス

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人を立国家の城郭を築国を鎮撫し兵備を厳重に
奮勇を義勇軍隊列甲列相列高張列の味
方を集め海岡嶽（奉行）に対し之を追放
し国家と治安を打立て京都（に）帰陣
国事を復古し奏して京都警衛し奉
今日幕府と共に諸藩と御発令
ありて自ら復古相立て公家諸侯
毛利侯鍋島侯加藤侯等諸藩に対し孰も
諸藩に不捨置候下御勝に不捨置
と雲の御事初より御捨置
然可為相鄙安泰基礎出来
いたすと云ふ御下に使節
なり

使節帰京